

保国発 0719 第 1 号
保高発 0719 第 1 号
平成 25 年 7 月 19 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 } 殿
後期高齢者医療主管課（部）長 }

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）

不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について

平成 25 年 3 月 26 日付けで会計検査院長から厚生労働大臣に対し、会計検査院法第 34 条の規定により、医療給付費の過誤払による不当利得の返還金債権の把握、管理について是正及び是正改善の措置を求められた。

貴職におかれては、今後、市町村、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合において、不当利得の返還金債権の把握、管理が適正に行われるよう下記の事項を周知するとともに、貴管内保険者に対し指導等を行うなど適正化に努めるよう特段の配慮をお願いする。

記

I 債権の把握及び管理について

医療給付費の過誤払による不当利得の返還金が発生した場合は、返還金債権の全額を速やかに確定させ、収納されるか否かにかかわらず、調定した上、適正に債権管理を行うとともに、債権回収に努めること。

II 国民健康保険について

1 不当利得の返還金債権の把握及び管理並びに療養給付費等負担金の算定について

国民健康保険において、不当利得の返還金が発生した場合の国が負担する療養給付費等負担金（以下「療養給付費等負担金」という。）の算定については、「第三者行為に伴う損害賠償金等に係る療養に要した費用の取扱いについて」（昭和 40 年 10 月 11 日保険発第 124 号。以下「昭和 40 年 124 号通知」という。）に基づき算定することとしているところであるが、以下のとおり、不当利得の返還金債権の把握及び管理並びに療養給付費等負担金の算定及び交付が適正に行われていない保険者の類型に応じ、適切に対応すること。

- (1) 不当利得の返還金債権額が確定しているが、返還金として調定していないものがある場合においては、収納されるか否かにかかわらず、速やかに調定し、債権管理を行うこと。
- (2) 不当利得の返還金が発生しているが、返還金債権額の確定処理を行っていない場合においては、保険者において点検を行い、返還金債権額を確定させ、収納されるか否かにかかわらず、速やかに返還金として調定し、債権管理を行うこと。
- (3) (1) 及び (2) の場合においては、昭和 40 年 124 号通知の 1 (2) ～ (4) に基づき、不当利得の返還金の額に係る療養に要した費用についての療養給付費等負担金の額を、調定した年度において交付すべき療養給付費等負担金の総額から控除すること。
- (4) 不当利得の返還金として調定を行っているにも関わらず、調定した年度の療養給付費等負担金の総額から、不当利得の返還金の額に係る療養に要した費用についての療養給付費等負担金の額を控除していない場合においては、当該年度の療養給付費等負担金総額から控除するよう修正した上で、再度、療養給付費等負担金の実績報告書の提出をするとともに返還の手続きをすること。
なお、当該返還手続きについては、別途連絡する予定であること。

- 2 療養給付費等負担金に係る事業実績報告書の審査及び保険者に対する指導について
療養給付費等負担金に係る事業実績報告書の審査にあたっては、昭和 40 年 124 号通知の 2 に基づき、債権管理簿等の関係帳簿との突合等を行い、保険者において以下の事務が適切に行われているか十分確認すること。

また、当該審査の機会に限らず、保険者において以下の事務が適切に行われるよう、保険者に対する指導を徹底すること。

- (1) I のとおり、不当利得の返還金が発生した場合に、返還金債権の全額を速やかに確定させ、調定した上、適正に債権管理を行うこと。
- (2) 昭和 40 年 124 号通知の 1 (2) ～ (4) に基づき、療養給付費等負担金の算定を行うこと。

Ⅲ 後期高齢者医療制度について

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第 58 条第 1 項の規定による第三者行為に伴う損害賠償金、高確法第 59 条の規定による不正利得に伴う徴収金及び過誤払い療養の給付等不当利得に伴う返還金がある場合には、債権管理及び国が負担する後期高齢者医療給付費負担金の算定について、国民健康保険と同様の取扱いとすること。
- 2 被保険者の所得修正申告等により、患者負担割合が遡って変更された場合については、被保険者からの返還金が生じることのほか、被保険者への還付金が生じることがあること等から、この場合の返還金及び還付金の取扱い並びに後期高齢者医療給付費負担金の算定については、別途通知する。